

Q.7

なぜ、学校等の敷地の周囲から200メートル以内に暴力団事務所の新規開設・運営を禁止したのですか？

A 青少年の健全な育成を図る目的として、学校等の周辺に暴力団事務所のない環境を整備するためです。

学校以外にも青少年の出入りが多い施設、家庭裁判所や少年鑑別所等といった更生しようとしている青少年の出入りのある施設等、青少年に対する要保護性が高い施設も条例に盛り込みました。

すでに条例施行前に開設・運営されている暴力団事務所については、警察の取締りや住民による立ち退きの民事訴訟の支援等を行い、積極的に排除していくものです。

Q.8

不動産を譲渡又は貸付けしようとするとき、どのようなことを遵守したらよいのですか？

A 不動産を譲渡又は貸付けしようとするときは、暴力団事務所を使用されないよう

- 契約の相手方に利用目的の確認
- 契約書に
 - ・暴力団事務所を使用しない
 - ・事前通知なしに契約解除、買い戻しができる等の暴排条項を明記

すること等を遵守してください。

また、代理又は媒介をする事業者等は、不動産を譲渡等する者に、先の遵守事項の助言や暴力団事務所を使用されないよう必要な措置を講じるとともに、暴力団事務所となることを知って、不動産の代理又は媒介をしないで下さい。

これに違反すれば「説明又は資料の提出・勧告・公表」の措置をとることとなります。

条例の概要

■ 公共工事等からの暴力団の排除等

大阪府における公共工事等あらゆる契約から暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を排除します。

■ 暴力団員等に利益の供与をすることの禁止等

暴力団員等へ「用心棒代」「みかじめ料」を支払ったり、暴力団に協力する目的で利益の供与を行っている事業者に対して規制を行います。

■ 青少年の健全な育成を図るための措置

府や青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、指導や助言、その他適切な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

また、学校(大学を除く。)、児童福祉施設等の施設から200メートル以内での暴力団事務所の新規開設及び運営を禁止し、違反行為については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則を設けています。

■ 不動産の譲渡等に関する措置等

何人も、暴力団事務所を使用されることを知って、不動産を譲渡し、又は貸付けをすることを禁止しています。

条例に関する問い合わせ先

- 大阪府政策企画部青少年・地域安全室 治安対策課
☎ 06(6941)0351
- 大阪府警察本部刑事部 捜査第四課
☎ 06(6943)1234
- 大阪府暴力追放推進センター
☎ 06(6946)8930

(このリーフレットは、20,000部作成し、1部あたりの単価は5.46円です。)

大阪府暴力団排除条例

PEACE & SAFE CITY
OSAKA!
平成23年4月1日施行

暴力団の無い安全で安心なまち
大阪を目指すために!!



条例の基本理念

～暴力団の排除「3ない運動」プラス1～

- 1 暴力団を恐れない
 - 2 暴力団に対して資金を提供しない
 - 3 暴力団を利用しない
- +
- +1 暴力団事務所の存在を許さない

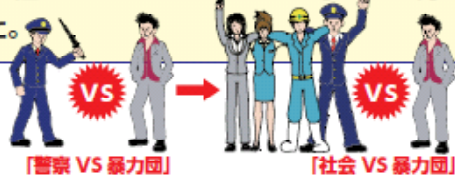
このリーフレットは、府民の皆さんが条例をよく理解していただくためのものです。社会全体で暴力団の排除を推進し、安全で安心なまち大阪の実現を目指しましょう。

大阪府・大阪府警察・大阪府暴力追放推進センター

Q.1

この条例が制定された目的は何ですか？

A 暴力団の無い安全で安心なまち大阪を目指すために、これまでの「警察VS暴力団」の構図を「社会VS暴力団」の構図に切り替え、府民・事業者等の役割を定め、暴力団を社会全体から排除させる仕組みを確立することを目的として制定されました。



Q.2

暴力団の排除の基本理念とは、どのようなものなのですか？

A 大阪府における暴力団排除のための基本的な姿勢・在り方を示したもので、具体的には、府、市町村、府民及び事業者が、暴力団が府民生活や事業活動に不当な影響を与える存在であるという共通認識を持ったうえで、従来の暴力団排除活動のスローガンである

- 暴力団を許さないこと
- 暴力団に対して資金を提供しないこと
- 暴力団を利用しないこと

と新たに、

- 暴力団事務所の存在を許さないこと

を加え、社会全体で暴力団を孤立化させて、暴力団の排除に取り組んでいこうという姿勢を示したものです。

Q.3

公共工事及び府の事務事業からの暴力団の排除はどのように行われるのですか？

A 公共工事等からの暴力団の排除は、

- 入札参加資格を与えない
- 入札に参加させない
- 下請けに参入させない

こと等としています。



また公共工事等、全ての契約関係者に対し暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を提出してもらい、暴力団の排除要件に該当する場合は、排除措置を講じ、排除した事業者を大阪府のホームページ等で公表することとしています。

Q.4

公共工事等に関して暴力団員から不当介入を受けた場合はどうすればいいのですか？

A 府が発注する公共工事等に関して、暴力団員及び暴力団密接関係者から不当介入を受けた場合は、速やかに発注者である府に報告することとなっています。

報告を受けた府の担当者は、管轄警察署等と連携する等して対応していくこととなります。

しかし、不当介入を受けたにもかかわらず、府への報告をしなかった場合等は、元請負人又は下請負人等に対し「指導・勧告・公表」の措置をとることとなります。

Q.5

条例で禁止されている「暴力団員等への利益の供与」とはどのようなことですか？

A 事業者がその事業に関し

- 金銭や財産上の価値のある物品の譲渡、役務や施設の提供等受ける者にとって財産的な利益があるもの

等を暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して供与することです。

これに違反すれば「説明又は資料の提出・勧告（指導）・公表」等の措置をとることとなります。



Q.6

なぜ、青少年に暴力団の排除に関する助言や指導が必要なんですか？

A 暴力団は、社会に悪影響を与える存在であるものの、暴力団専門誌や暴力団員を主人公とした映画等が多数存在する等、一部では暴力団を美化する風潮があります。

これらの影響を受けやすい青少年が、暴力団の真の実態等を理解することにより、誤った認識を払拭し、暴力団犯罪からの被害、又は暴力団への加入を防止する必要があります。

